

報告・協議 1

広島県教育委員会「学校における働き方改革取組方針」の改定について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和5年3月24日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会「学校における働き方改革取組方針」の改定について

1 改定の趣旨

令和2年3月に、「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を改定し、「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」を目標として掲げ、令和4年度までを取組期間として、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、一定の改善は図られてきたものの、目標達成には至っていないことから、今後より一層、学校における働き方改革や業務改善に向けた取組を推進し、本県が「目指す姿」を早期に実現していくため、本方針を改定する。

2 目標・成果指標の達成状況等

(1) 子供と向き合う時間の確保

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合（目標：80%以上）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県立学校全体	69.8%	72.9%	70.8%	72.5%

(2) 超過勤務の縮減

- 年間の時間外在校等時間の平均

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※
県立学校全体	462時間40分	368時間14分	355時間28分	349時間12分

- 月45時間を超えた教員数（延べ人数）及びその割合

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※
県立学校全体	19,896人 (34.5%)	12,727人 (22.4%)	11,524人 (20.4%)	10,958人 (19.6%)

- 月80時間を超えた教員数（延べ人数）及びその割合

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※
県立学校全体	4,872人 (8.5%)	795人 (1.4%)	406人 (0.7%)	437人 (0.8%)

※4月～12月までの実績値に令和3年度の1月～3月の実績値を加えた推計値

3 目標・成果指標の未達成の主な要因

(1) 子供と向き合う時間の確保

- 学校における組織マネジメントの推進が、必ずしも十分に図られているとはいえない。
- 学校における働き方改革の本来の目的やその効果などについて、教職員の理解や意識の浸透が十分に図られていない。

(2) 超過勤務の縮減

- 特定の教員に業務量の多い校務分掌が集中していたり、教員が円滑に業務を行うためのICT環境が十分に整っていない。
- 管理職による教員の勤務時間の適正な管理が十分とはいえない。

4 改定後の取組方針の内容

(1) 目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「学びの変革」の推進や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、限られた時間の中で、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた学校全体の超過勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

(2) 取組期間

令和5年度から令和7年度まで（3年間）

(3) 目標・成果指標

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合 80%以上
- 教員の時間外在校等時間 原則として年 360 時間以内及び月 45 時間以内

(4) 取組の柱・重点的に取り組む項目

取組の柱	重点的に取り組む項目
学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	《県教育委員会》 ・ スクール・サポート・スタッフの効率的かつ効果的な配置の検討 ・ 学校における I C T 環境の整備 ・ 教員が真に担うべき業務の精選
部活動指導に係る教員の負担軽減	《県教育委員会》 ・ 県立学校における部活動の将来的な在り方や指導体制についての検討 《学校の管理職》 ・ 県や各学校が策定した部活動の方針に基づく部活動休養日や活動時間の徹底
学校における組織マネジメントの確立	《県教育委員会》 ・ 教職員の勤務時間の適正な管理に向けた検討 ・ 県教育委員会が実施する研修方法の見直しや内容の充実 《学校の管理職》 ・ 教職員の勤務時間の適正な管理の徹底 ・ 教職員の業務の適正化や平準化，学校行事等の精選や省力化
教職員の働き方に対する意識の醸成	《県教育委員会》 ・ 教職員の働き方改革に対する機運の醸成 ・ 県教育委員会が実施する研修内容の充実 《学校の管理職》 ・ 日常的なコミュニケーション等による，教職員の働き方改革に対する理解促進

※ 重点的に取り組む項目以外の取組も含め，様々な取組を総合的に推進する。

学校における働き方改革取組方針(令和5年3月改定)【概要】

令和5年3月 広島県教育委員会

改定の趣旨

令和2年3月に、国の法改正や指針の策定を受け、教員の時間外在校等時間の上限を、原則として「年360時間以内、月45時間以内」と規則で定めたことに伴い、本方針を改定し、「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」を目標として掲げ、令和4年度までを取組期間として、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、一定の改善は図られてきたものの、目標達成には至っていないことから、今後より一層、学校における働き方改革や業務改善に向けた取組を推進し、本県が「目指す姿」を早期に実現していくためにも、本方針をより実効性のあるものに改定する。

令和2年度から令和4年度までの目標・成果指標の達成状況

≪目標・成果指標の達成状況≫

○ 子供と向き合う時間の確保

- ・ 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員(管理職を除く。)の割合 80%以上
令和4年度 72.5%(令和元年度 69.8%)

○ 超過勤務の縮減

- ・ 在校等時間^{*1}から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内^{*2}
(教員全体の状況)

一月当たりの時間外在校等時間(年平均) **令和4年度^{*3} 29時間6分**(令和元年度 38時間33分)

年間の時間外在校等時間の平均 **令和4年度^{*3} 349時間12分**(令和元年度 462時間40分)

月45時間超教員の割合 **令和4年度^{*3} 19.6%**(令和元年度 34.5%)

^{*1} 次の(ア)及び(イ)に掲げる時間から(ウ)及び(エ)に掲げる時間を除いた時間

(ア) 校内に在籍している時間

(イ) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

(ウ) 正規の勤務時間(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年広島県条例第5号)第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。)外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

(エ) 休憩時間

^{*2} 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合においても、「1年について720時間以下」、「1か月について100時間未満」、「1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下」及び「連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下」とする。

^{*3} 4月～12月までの実績値に、令和3年度の1月～3月の実績値を加えた推計値

現状分析と課題

○ 子供と向き合う時間の確保

⇒ 県立学校全体の平均は72.5%であり、いずれの校種も目標を達成できていない。

≪未達成の主な要因の一例≫

- ・ 学校における組織マネジメントの推進が、必ずしも十分に図られていない。
- ・ 学校における働き方改革の本来の目的やその効果などについて、教職員の理解や意識の浸透が十分に図られていない。

○ 超過勤務の縮減

⇒ 県立学校全体の年間の時間外在校等時間の平均は349時間12分となっているが、年360時間を超える教員が一定数いる。また、月45時間超の教員数は、10,958人(年間延べ人数の推計値)となっている。

≪未達成の主な要因の一例≫

- ・ 特定の教員に業務量の多い校務分掌が集中していたり、教員が円滑に業務を行うためのICT環境が十分に整っていない。
- ・ 管理職による教員の勤務時間の適正な管理が十分とはいえない。

目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「学びの変革」の推進や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、限られた時間の中で、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた学校全体の超過勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

期間

令和5年度～令和7年度

目標・成果指標

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員(管理職を除く。)の割合 80%以上
- 在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする。

取組の柱

引き続き、次の4つの視点を柱として取組を推進する。

- ① 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- ② 部活動指導に係る教員の負担軽減
- ③ 学校における組織マネジメントの確立
- ④ 教職員の働き方に対する意識の醸成

重点的に取り組む項目

① 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- スクール・サポート・スタッフの効率的かつ効果的な配置の検討
- 学校におけるICT環境の整備
- 教員が真に担うべき業務の精選

【取組主体】

- 県教育委員会
- ◇ 学校の管理職

② 部活動指導に係る教員の負担軽減

- 県立学校における部活動の将来的な在り方や指導体制についての検討
- ◇ 県や各学校が策定した部活動の方針に基づく部活動休養日や活動時間の徹底

③ 学校における組織マネジメントの確立

- 教職員の勤務時間の適正な管理に向けた検討
- 県教育委員会が実施する研修方法の見直しや内容の充実
- ◇ 教職員の勤務時間の適正な管理の徹底
- ◇ 教職員の業務の適正化や平準化、学校行事等の精選や省力化

④ 教職員の働き方に対する意識の醸成

- 教職員の働き方改革に対する機運の醸成
- 県教育委員会が実施する研修内容の充実
- ◇ 日常的なコミュニケーション等による、教職員の働き方改革に対する理解促進

※ 重点的に取り組む項目以外の取組も含め、様々な取組を総合的に推進する。

学校における働き方改革取組方針

(令和5年度～令和7年度)

令和5年3月改定

広島県教育委員会

はじめに

教員の超過勤務の深刻な実態は、全国的にも問題となっており、現在、国を挙げて「働き方改革」に取り組んでいます。

本県においても、授業や校務、部活動の指導など、児童生徒や保護者、地域等の期待に全力で応えようとする余り、超過勤務が常態化している教員もいます。

近年、教員の業務が多様化・複雑化し、拡大している中で、「学校における働き方改革」は早急に改善すべき重要な課題であるとの認識のもと、これまで、県教育委員会と学校が一体となって取組を進めてきた結果、一定の改善は図られていますが、未だ道半ばの状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大をはじめ、社会の在り方そのものがこれまでとは劇的に変わりつつあり、学校や子供たちを取り巻く環境の変化は加速度を増している中で、全ての子供たちが、一人一人の適性や興味・関心などに応じた「個別最適な学び」や「協働的な学び」により、右肩上がりに成長していくためにも、教育の直接の担い手である教員が、心身ともに健康で、生き生きと、やりがいをもって、豊かな教職生活を送ることが重要です。

今後とも、教員が、日々、子供たち一人一人に、100%の力で向き合うことができる環境を整え、毎日、子供たちの前で生き生きと教壇に立ち、そして、これからも多くの若者が教員になりたいと思えるよう、保護者や地域の方々の理解も得ながら、本方針に基づき、取組を進めてまいります。

広島県教育委員会教育長 平川 理恵

< 目 次 >

I	改定の趣旨	1
II	本県の学校における働き方改革の現状	2
1	令和2年度から令和4年度までの目標・成果指標の達成状況	2
2	現状分析と課題	3
III	目指す姿・県教育委員会及び県立学校の役割	11
1	目指す姿	11
2	県教育委員会及び県立学校の役割	11
IV	期間・目標	13
1	期間	13
2	目標・成果指標	13
V	取組の柱・重点的に取り組む項目	14
1	取組の柱	14
2	重点的に取り組む項目	14
VI	取組内容	16
1	学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	16
2	部活動指導に係る教員の負担軽減	18
3	学校における組織マネジメントの確立	19
4	教職員の働き方に対する意識の醸成	21
VII	フォローアップ・市町立学校に係る支援	22
1	フォローアップ	22
2	市町立学校に係る支援	22
	【参考資料】	23
1	統計資料	23
2	令和4年度「学校における働き方改革取組方針」に係るフォローアップ調査等の結果	29

I 改定の趣旨

県教育委員会では、平成30年7月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を策定し、「子供と向き合う時間^{※1}の確保」及び「超過勤務の縮減」に向けた取組を進めてきた。

令和2年3月には、国の法改正や指針の策定を受け、「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」を一部改正し、「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」において、教員^{※2}の時間外在校等時間の上限を、原則として「年360時間以内、月45時間以内」と定めた。

このことに伴い、本方針を改定し、「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」を目標として掲げ、その達成に向け、令和4年度までを取組期間として、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、目標・成果指標である「子供と向き合う時間の確保」、「超過勤務の縮減」とともに、一定の改善は図られてきたものの、いずれも目標達成には至っておらず、本県の学校における働き方改革や業務改善に向けた取組は、未だ道半ばの状況にある。

こうしたことから、今後より一層、学校における働き方改革や業務改善に向けた取組を推進し、本県が「目指す姿」を早期に実現していくためにも、本方針をより実効性のあるものに改定する。

なお、本方針は、県立学校の教職員の働き方改革や業務改善を推進するためのものであるが、特に教員の超過勤務の縮減に係る課題が大きいことから、教員を対象とした取組を中心に進めていく。

^{※1} 授業・授業準備・教材研究・部活動・個別指導など、児童生徒等の指導に関係のある業務に従事する時間

^{※2} 給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員

II 本県の学校における働き方改革の現状

1 令和2年度から令和4年度までの目標・成果指標の達成状況

《目標・成果指標》

(1) 子供と向き合う時間の確保

子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員（管理職を除く。）の割合が、80%以上となることを目指す。

(2) 超過勤務の縮減

在校等時間^{※3}から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする^{※4}。

《達成状況》

(1) 子供と向き合う時間の確保

令和4年度 72.5%（令和元年度 69.8%）

(2) 超過勤務の縮減

〈教員全体の状況〉

※ 令和4年度は推計値（4月から12月までは実績値、1月から3月は令和3年度実績により算出）

- ・ 一月当たりの時間外在校等時間（年平均）

令和4年度 29時間6分（令和元年度 38時間33分）

- ・ 年間の時間外在校等時間の平均

令和4年度 349時間12分（令和元年度 462時間40分）

- ・ 月45時間超教員の割合

令和4年度 19.6%（令和元年度 34.5%）

〔参考〕月80時間超教員の割合

令和4年度 0.8%（令和元年度 8.5%）

^{※3} 次の（ア）及び（イ）に掲げる時間から（ウ）及び（エ）に掲げる時間を除いた時間

（ア）校内に在校している時間

（イ）校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

（ウ）正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。）外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

（エ）休憩時間

^{※4} 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合においても、「1年について720時間以下」、「1か月について100時間未満」、「1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下」及び「連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下」とする。

2 現状分析と課題

(1) 学校における働き方改革の現状（詳細のデータは巻末【参考資料】に掲載）

ア 子供と向き合う時間が確保されていると感じている教員の割合

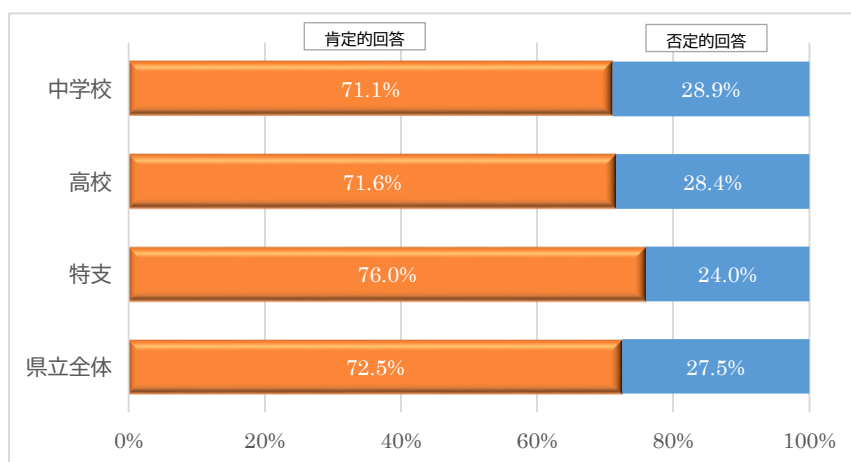
※ 各数値は「県立学校における働き方改革・業務改善に係るアンケート調査」の結果による

① 県立学校全体

	R元	R2	R3	R4	R元→R4
県立学校全体	69.8%	72.9%	70.8%	72.5%	+2.7

② 校種別

	R元	R2	R3	R4	R元→R4
中学校	59.0%	65.0%	68.6%	71.1%	+12.1
高等学校	69.1%	72.8%	70.2%	71.6%	+2.5
特別支援学校	72.2%	73.3%	73.0%	76.0%	+3.8
県立学校全体	69.8%	72.9%	70.8%	72.5%	+2.7



- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合は、目標値（80%）を達成できていないものの、令和元年度と比べ2.7ポイント増となっている。
- いずれの校種においても、目標値を達成できていないものの、令和元年度と比べると数値は上昇している。

イ 教員の時間外在校等時間の状況

- ※ 各数値は勤務時間管理システムの集計値による
- ※ 教員数は年間延べ人数
- ※ 教員数の割合は、各月の1日時点に在職している教員数（休職者等を除く。）を分母とする
- ※ 令和4年度は推計値（4月から12月までは実績値，1月から3月までは令和3年度実績により算出）

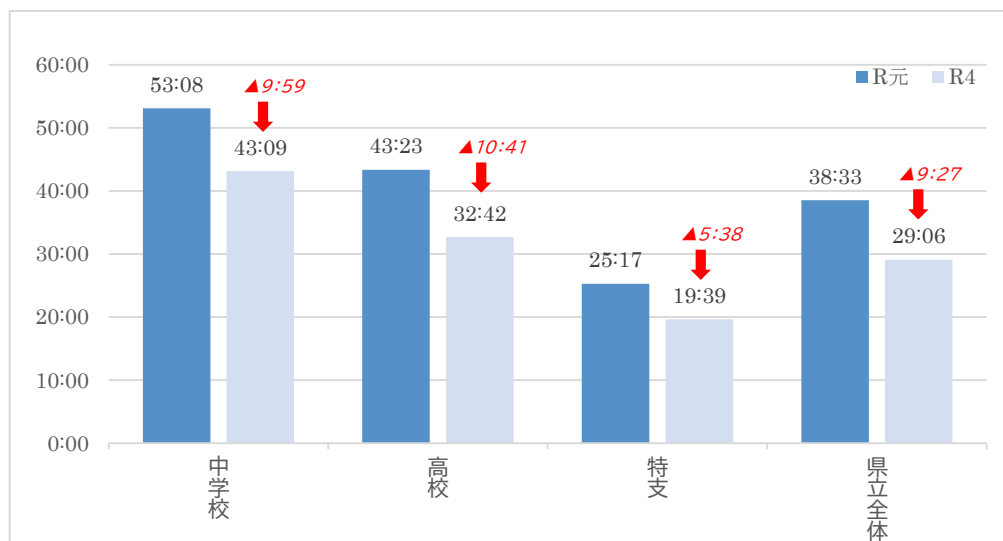
① 県立学校全体

	R元	R2	R3	R4	R元→R4
月45時間超の教員数	19,896人 (34.5%)	12,727人 (22.4%)	11,524人 (20.4%)	10,958人 (19.6%)	▲8,938人 (▲14.9)
月60時間超の教員数	11,668人 (20.3%)	5,546人 (9.8%)	4,663人 (8.3%)	4,511人 (8.1%)	▲7,157人 (▲12.2)
月80時間超の教員数	4,872人 (8.5%)	795人 (1.4%)	406人 (0.7%)	437人 (0.8%)	▲4,435人 (▲7.7)
時間外在校等時間 (年間平均)	462時間40分	368時間14分	355時間28分	349時間12分	▲113時間28分

- 教員の時間外在校等時間については、年々、着実に減少してきており、月45時間超の教員数は令和元年度と比べ約5割減、月80時間超の教員数は約9割減となっている。
- 一方で、依然として約2割の教員の時間外在校等時間が月45時間を超えており、月80時間を超える教員も400人超（延べ人数）となっている。

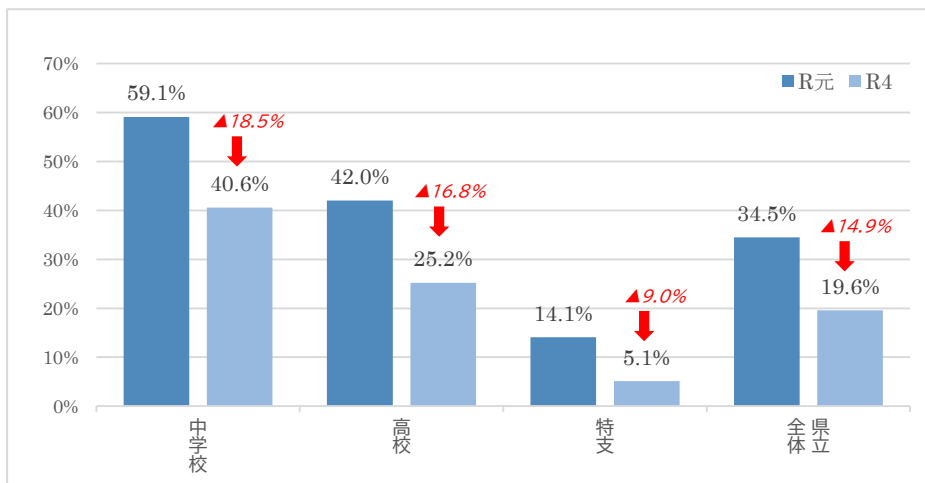
② 月当たりの平均時間外在校等時間（校種別）

	R元	R2	R3	R4	R元→R4
中学校	53時間8分	40時間27分	40時間47分	43時間9分	▲9時間59分
高等学校	43時間23分	34時間8分	32時間56分	32時間42分	▲10時間41分
特別支援学校	25時間17分	21時間27分	21時間0分	19時間39分	▲5時間38分
県立学校全体	38時間33分	30時間41分	29時間37分	29時間6分	▲9時間27分



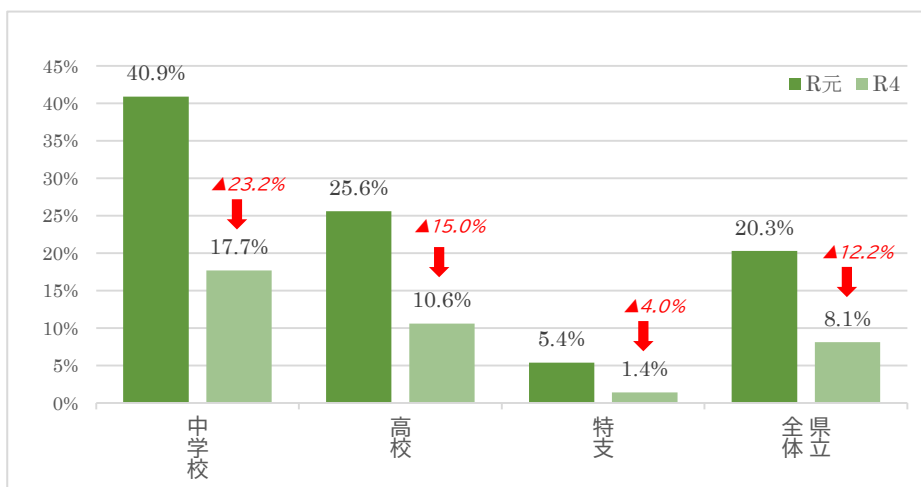
③ 時間外在校等時間が月 45 時間を超えた教員数（校種別）

	R 元	R4	R 元→R4
中学校	318 人 (59.1%)	284 人 (40.6%)	▲34 人 (▲18.5)
高等学校	17,365 人 (42.0%)	9,864 人 (25.2%)	▲7,501 人 (▲16.8)
特別支援学校	2,213 人 (14.1%)	810 人 (5.1%)	▲1,403 人 (▲9.0)
県立学校全体	19,896 人 (34.5%)	10,958 人 (19.6%)	▲8,938 人 (▲14.9)



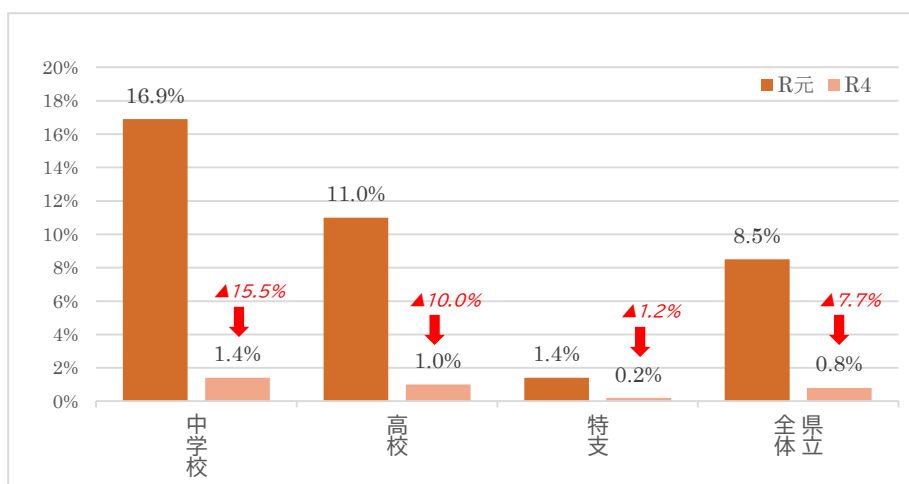
④ 時間外在校等時間が月 60 時間を超えた教員数（校種別）

	R 元	R4	R 元→R4
中学校	220 人 (40.9%)	124 人 (17.7%)	▲96 人 (▲23.2)
高等学校	10,597 人 (25.6%)	4,156 人 (10.6%)	▲6,441 人 (▲15.0)
特別支援学校	851 人 (5.4%)	231 人 (1.4%)	▲620 人 (▲4.0)
県立学校全体	11,668 人 (20.3%)	4,511 人 (8.1%)	▲7,157 人 (▲12.2)



⑤ 時間外在校等時間が月 80 時間を超えた教員数（校種別）

	R 元	R4	R 元→R4
中学校	91 人 (16.9%)	10 人 (1.4%)	▲81 人 (▲15.5)
高等学校	4,558 人 (11.0%)	401 人 (1.0%)	▲4,157 人 (▲10.0)
特別支援学校	223 人 (1.4%)	26 人 (0.2%)	▲197 人 (▲1.2)
県立学校全体	4,872 人 (8.5%)	437 人 (0.8%)	▲4,435 人 (▲7.7)



(2) 目標・成果指標の現状分析

ア 「子供と向き合う時間の確保（80%）」の未達成の要因について

(7) 目標・成果指標の達成状況（再掲）

	R元	R2	R3	R4	R元→R4
中学校	59.0%	65.0%	68.6%	71.1%	+12.1
高等学校	69.1%	72.8%	70.2%	71.6%	+2.5
特別支援学校	72.2%	73.3%	73.0%	76.0%	+3.8
県立学校全体	69.8%	72.9%	70.8%	72.5%	+2.7

※「県立学校における働き方改革・業務改善に係るアンケート調査」の結果による

- 県立学校全体の平均は72.5%となっており、目標（80%）を達成することができていない。
- いずれの校種においても、目標値を達成できていない。

(イ) 未達成の要因分析

目標を達成することができていない要因について、校種ごとに、次の観点から分析を行った。

【時間】 子供と向き合う業務に費やせる時間が少ないのではないか

【バランス】 在校等時間に占める、子供と向き合う業務に費やしている時間と、その他の業務に費やしている時間のバランスがとれているか

【内容, 質・量】 教員が多く時間を費やしたい業務に、時間を費やすことができていない状況があるのではないか

【環境】 教員が子供と向き合う業務に集中できるような環境が整っていないのではないか

【意識】 学校における働き方改革や業務改善に対する優先順位が低いのではないか



未達成の主な要因

【中学校】

- 県立中学校として、保護者や地域、県民からの期待値が高く、業務の質・量ともに教員の負担が大きい。
- 特別な業務やミッションを遂行する中で、子供と向き合う時間が確保できるような環境が十分に整っていない。
- 学校における組織マネジメントの推進が、必ずしも十分に図られているとはいえない。
- 学校における働き方改革の本来の目的やその効果などについて、教職員の理解や意識の浸透が十分に図られていない。

【高等学校】

- 特に、学級担任や主任をしている教員について、子供と向き合う時間が確保できていない。
- 学校独自の業務が付加されることにより、子供と向き合う時間以外の業務量が多くなっている。
- 学校における組織マネジメントの推進が、必ずしも十分に図られているとはいえない。
- 学校における働き方改革の本来の目的やその効果などについて、教職員の理解や意識の浸透が十分に図られていない。

【特別支援学校】

- 特に、学級担任をしている教員について、子供と向き合う時間が確保できていない。
- 学校における組織マネジメントの推進が、必ずしも十分に図られているとはいえない。
- 学校における働き方改革の本来の目的やその効果などについて、教職員の理解や意識の浸透が十分に図られていない。

イ 「超過勤務の縮減（教員の時間外在校等時間 原則年 360 時間以内，月 45 時間以内）」の未達成の要因について

(7) 目標・成果指標の達成状況（再掲）

	R 元	R2	R3	R4	R 元→R4
月 45 時間超の教員数	19,896 人 (34.5%)	12,727 人 (22.4%)	11,524 人 (20.4%)	10,958 人 (19.6%)	▲8,938 人 (▲14.9)
月 80 時間超の教員数	4,872 人 (8.5%)	795 人 (1.4%)	406 人 (0.7%)	437 人 (0.8%)	▲4,435 人 (▲7.7)
時間外在校等時間 (年間平均)	462 時間 40 分	368 時間 14 分	355 時間 28 分	349 時間 12 分	▲113 時間 28 分

※ 各数値は勤務時間管理システムの集計値による

※ 教員数は年間延べ人数

※ 教員数の割合は、各月の 1 日時点に在職している教員数（休職者等を除く。）を分母とする

※ 令和 4 年度は推計値（4 月から 12 月までは実績値，1 月から 3 月までは令和 3 年度実績により算出）

- 県立学校全体の時間外在校等時間（年間平均）は 349 時間 12 分で，年 360 時間以内となっているが，個人では年 360 時間を超える教員が一定数いる。
- 月 45 時間超の教員数は，10,958 人（年間延べ人数）となっている。

(イ) 未達成の要因分析

目標を達成することができていない要因について，超過勤務が常態化している教員[※]を対象に，次の観点から分析を行った。

※ 令和 4 年 4 月から 12 月までに「9 か月連続して月 45 時間を超えて勤務した教員」89 人（実人数）

【経験年数】 教員としての経験年数が影響しているのではないか

【現所属年数】 現所属の勤務年数が影響しているのではないか

【校務分掌】 分掌業務の有無や種類が影響しているのではないか

【学校全体】 学校全体の超過勤務の状況が影響しているのではないか

【個人】 教員個人の事情等により超過勤務をしているのではないか



未達成の主な要因

【業務の状況等】

- 特に、「最終学年担任」や「進路指導担当」、「教務担当」の業務量が多く、その中には、教員の専門性を必要としない業務も多くある。
- 通常業務に加えて、時期的に集中する業務がある。
- 特定の教員に業務量の多い校務分掌が集中していたり、業務量に見合う校内の執行体制が十分に整っていない。
- 教員が円滑に業務を行うためのICT環境が十分に整っていない。

【部活動指導】

- 顧問が複数配置されている場合でも、指導業務の平準化が図られていない。
- 県教育委員会が策定した部活動の方針に基づく活動時間が徹底されていない。
- 教員以外の人材を積極的に活用できる仕組みが十分に整っていない。

【組織マネジメント】

- 管理職による教員の勤務時間の適正な管理や、超過勤務の縮減に向けた働きかけが十分とはいえない。
- 学校全体で働き方改革の目的の共有や、より良い業務の在り方や進め方についての仕組みづくりができていない。

Ⅲ 目指す姿・県教育委員会及び県立学校の役割

1 目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「学びの変革」の推進や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、限られた時間の中で、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた学校全体の超過勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

2 県教育委員会及び県立学校の役割

本方針に掲げる目指す姿の実現に向けて、県教育委員会と学校の管理職・教員が一体となって、学校における働き方改革を推進していく。

(1) 県教育委員会

業務改善プロジェクト・チーム^{※5}を中心に、本方針の進行管理を行うとともに、学校における働き方改革や業務改善につながる効率的かつ効果的な取組を検討・実施していくことや、学校の総業務量を意識しながら、不断の改善・見直しを進めていくことなどにより業務量の削減を行い、教員が、限られた時間の中で、子供と向き合う時間を確保し、最大限の教育効果を発揮できるような環境を整えていく。

全ての学校において、教員の超過勤務の縮減に向けた取組が着実に進むよう、学校の管理職と連携し、教員の勤務実態や業務の状況等をタイムリーに把握する中で、各学校の実態に応じた支援や取組を積極的に行っていく。

教員が、タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスを意識した働き方を実践できるような環境を整えていく。

学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築を着実に推進するため、教職員定数の改善について、国に要望していく。

^{※5} 県教育委員会事務局において、学校における働き方改革や業務改善につながる効率的かつ効果的な取組を組織横断的に検討・実施することができるよう設置したもの（平成23年設置）

(2) 県立学校

【管理職】

校長をはじめとした管理職は、本方針に基づき、優れたリーダーシップや組織マネジメント力を発揮し、教員のタイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスを実現する働き方改革や業務改善の取組を各学校の実態に応じて着実に推進していく。

所属教員の勤務実態や業務の状況等をタイムリーに把握し、超過勤務の縮減に必要な取組を着実に推進していく。

【教員】

教員一人一人がそれぞれの役割の中で、組織の一員として、他の教職員も含めて、学校全体のワーク・ライフ・バランスを考えていく。

IV 期間・目標

1 期間

令和5年度～令和7年度

2 目標・成果指標

学校全体の働き方改革を進めることとするが、目標・成果指標としては、教員の「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」について、設定する。

(1) 子供と向き合う時間の確保

子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員（管理職を除く。）の割合が、80%以上となることを目指す。

(2) 超過勤務の縮減

在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする。

V 取組の柱・重点的に取り組む項目

1 取組の柱

前記IV 2の目標を達成するため、前記IIの現状を踏まえ、引き続き、次の4つの視点を柱として取組を推進する。

- 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 部活動指導に係る教員の負担軽減
- 学校における組織マネジメントの確立
- 教職員の働き方に対する意識の醸成

2 重点的に取り組む項目

① 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

《県教育委員会》

- ・ スクール・サポート・スタッフの効率的かつ効果的な配置の検討
- ・ 学校におけるICT環境の整備
- ・ 教員が真に担うべき業務の精選

② 部活動指導に係る教員の負担軽減

《県教育委員会》

- ・ 県立学校における部活動の将来的な在り方や指導体制についての検討

《学校の管理職》

- ・ 県や各学校が策定した部活動の方針に基づく部活動休養日や活動時間の徹底

③ 学校における組織マネジメントの確立

《県教育委員会》

- ・ 教職員の勤務時間の適正な管理に向けた検討
- ・ 県教育委員会が実施する研修方法の見直しや内容の充実

《学校の管理職》

- ・ 教職員の勤務時間の適正な管理の徹底
- ・ 教職員の業務の適正化や平準化，学校行事等の精選や省力化

④ 教職員の働き方に対する意識の醸成

《県教育委員会》

- ・ 教職員の働き方改革に対する機運の醸成
- ・ 県教育委員会が実施する研修内容の充実

《学校の管理職》

- ・ 日常的なコミュニケーション等による，教職員の働き方改革に対する理解促進

VI 取組内容

1 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) スクール・サポート・スタッフの配置・有効活用の促進

《県教育委員会》

教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフ等を引き続き配置する。

また、各学校の教員の超過勤務の状況等も考慮した配置の在り方について検討するなど、教員の負担軽減や超過勤務の一層の縮減につながる効率的かつ効果的な配置を進める。

(2) 校務支援システム等 I C T の活用促進

《県教育委員会》

ア 県立学校全校に導入している校務支援システムや総務事務システム等について、改善及び効率的かつ効果的な運用を図る。

また、A I^{※6}やR P A^{※7}、I C T機器等を活用した教職員の業務の効率化について、クラウド型のコミュニケーションツールの効果的な活用や、県知事部局等におけるR P Aの活用事例や導入効果等も参考にしながら、引き続き、検討を進める。

イ 学校におけるI C T環境の整備を進めるとともに、H e i w a ネット関係の業務が集中する時期において、I C T支援員による校内共有フォルダのアクセス権の設定等に対する支援の強化や、学校のニーズに応じてI C T支援員の月当たりの訪問回数を変更できるような運用を検討することなどにより、I C T機器等の活用促進に向けたサポート体制の充実と教員の負担軽減を図る。

(3) 各種計画、事業、調査・照会等の見直し

《県教育委員会》

ア 学校が作成する各種計画や県教育委員会が実施する各種事業、調査・照会等について、業務改善プロジェクト・チームにおいて、学校に対し実施している調査・照会等の総業務量を定期的に確認するなどの仕組みを構築することで、県教育委員会

^{※6} Artificial Intelligence の略語、人工知能

^{※7} Robotic Process Automation の略語で、人間が行っていた作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやA I等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組

として不断の見直しと改善を図る。

イ 作品募集やコンクールへの児童生徒等及び教員の参加，家庭向け配布物の配布依頼などに関し，学校の負担軽減に向けた協力が得られるよう，主催する外部機関等をはじめ学校関係機関に対し，機会を捉えて周知するなど，広く要請していく。

(4) 研修の見直し等

《県教育委員会》

ア 教職員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進めるとともに，報告書等の簡素化を図る。

イ 研究授業については，各学校が自主的に実施するものであり，ねらいや内容及び効果的かつ効率的な方法について，検討・整理した上で実施するよう働きかける。

なお，効果的かつ効率的な方法の検討を行う際には，学校における働き方改革を推進する観点から，公開の有無や実施方法，頻度（3年に1回行うなど）にも十分配慮しながら，最適な方法・頻度で実施するよう留意する。

(5) 教材・学習指導案等の共有化

《県教育委員会》

全県的な教材・学習指導案等の共有の仕組みづくりと内容の充実を図る。

《学校》

教材・学習指導案等の共有化を進める。

(6) 支援が必要な子供・家庭への対応

《県教育委員会》

子供を取り巻く様々な課題等に対応する教員の負担を軽減するため，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置や，弁護士，精神科医等の専門家チームの派遣など支援の充実を図る。

(7) 学校・教員が担う業務の整理，家庭・地域との連携の推進

《県教育委員会》

ア 学校や教員が本来期待されている業務に専念できるよう，現に学校や教員が担っている業務について，教員勤務実態調査等において明らかにした上で，役割分担や外部委託等，業務の在り方を検討する。

《県教育委員会・学校》

イ 各学校において，教職員の働き方改革の取組を積極的かつ円滑に進めていくため，地域や保護者等に対し，学校における働き方改革の趣旨等について積極的に情報発信するとともに，理解や協力を得ていく。

ウ 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）など，学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し，組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を進め，特に，学校において保護者や地域住民等の理解・協力を得る必要のある取組については，学校運営協議会等の場において，積極的に議題として取り扱うなど，学校・家庭・地域の適切な役割分担について共通認識を図る。

2 部活動指導に係る教員の負担軽減

(1) 「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

《学校》

県教育委員会が策定した部活動の方針を踏まえ，学校において策定した活動方針に基づき，部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

また，特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように，複数顧問の配置などにより，負担の平準化や軽減を図る。

(2) 部活動の指導体制の在り方の見直し

《県教育委員会》

専門的な技術指導ができる外部指導者の派遣を行うとともに，部活動の指導，引率等を行う部活動指導員の導入に向けた検討を進める。

また，中学校における部活動の地域移行に係る国の動向等も注視しながら，県立中学校における部活動の将来的な在り方や指導体制の在り方について検討を進める。

(3) 効果的な練習方法等の研修の実施

《県教育委員会》

短時間でより効果的な練習方法等について、研修を実施する。

3 学校における組織マネジメントの確立

(1) 学校における勤務時間管理の徹底

《学校》

ア 教職員の健康管理や超過勤務の縮減に向け、勤務時間管理システムを活用して教職員の在校等時間を遅滞なく把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。

イ 管理職は、把握した在校等時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて産業医との面談を受けさせるなど教職員の健康管理に努める。また、ストレスチェック制度等を活用し、教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。

ウ 管理職は、把握した状況を踏まえ、一部の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しなどを行うことにより、業務の平準化・効率化を図る。

エ 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻を設定し、その徹底を図る。

オ 1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた教職員の定時退校日を設定し、徹底を図る。

(2) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

《学校》

ア 学校経営計画に本方針に掲げる目標を意識した業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標達成に向けて学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

イ 管理職のリーダーシップの下、校内の推進体制を整備した上で、PDCAサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を教職員全員で進める。

ウ 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、各教職員が業務の適正化に取り組んだことを積極的に評価するなど、人事評価制度の活用を推進する。

エ 管理職がリーダーシップを発揮し、校内で開催する会議等について、精選や開催回数の縮減に努めるとともに、書面開催や会議資料の事前提供等により、会議時間を最小限にするなど、教職員の業務の適正化に向けた運用を徹底する。

また、学校行事、各種業務等の優先順位を決め、精選・省力化を図るなど、組織全体が効率的かつ効果的に機能するよう取り組む。

(3) マネジメント研修の充実

《県教育委員会》

管理職及びミドル層に対する研修や専門研修等において、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する研修を実施し、マネジメントスキルの向上を図る。

また、教員の超過勤務の縮減に効果的なマネジメント手法等について情報提供することなどにより、各学校の管理職が優れたリーダーシップや組織マネジメント力を発揮できるよう支援する。

(4) 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

《学校》

校内の決裁区分や教頭、事務長等の専決事項の見直し、起案業務の簡略化など、学校における意思決定の迅速化や、事務の効率化に向けた取組を推進する。

(5) 一斉閉庁期間の設定

《県教育委員会》

一斉閉庁の在り方について、学校における働き方改革を推進する観点から、学校の実態等も踏まえながら検討する。

4 教職員の働き方に対する意識の醸成

(1) 働き方・時間管理の意識改革

《県教育委員会・学校》

ア 教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて、超過勤務の縮減に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

また、県立学校全校で働き方改革に集中的に取り組む期間を設定するなど、教職員一人一人のメリハリある働き方やワーク・ライフ・バランスの実現を図るための取組の実施について検討する。

《学校》

イ 管理職は、教職員との日常的なコミュニケーションや自己申告に基づく目標管理の面談等の機会を通して、働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、教職員の働き方に対する意識の醸成を図る。

(2) 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

《県教育委員会》

各学校において、働き方改革に対する理解を促し、意識を高めていく研修や取組が推進されるよう、県教育委員会主催の研修において、働き方改革に関する内容を拡充する。

また、各学校が取り組む働き方改革に関する研修や取組の充実が図られるよう、校内研修や教員間でのディスカッション等にも活用できるコンテンツ等を提供するなど、県教育委員会として支援する。

Ⅶ フォローアップ・市町立学校に係る支援

1 フォローアップ

学校における働き方改革や業務改善の取組を着実に実行し、本県が目指す姿を早期に実現するため、教職員の勤務実態の把握や取組の効果検証などを定期的に行い、取組等の改善・充実につなげる。また、学校の実情や国の動向等も踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを検討する。

2 市町立学校に係る支援

市町立学校における教職員の働き方改革の推進に向け、必要な支援を実施する。

【参考資料】

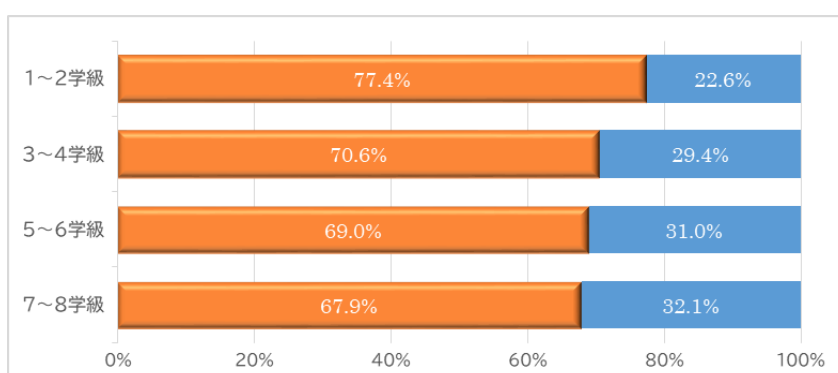
1 統計資料

(1) 子供と向き合う時間を確保できていると感じている教員の割合

※ 各数値は「県立学校における働き方改革・業務改善に係るアンケート調査」の結果による

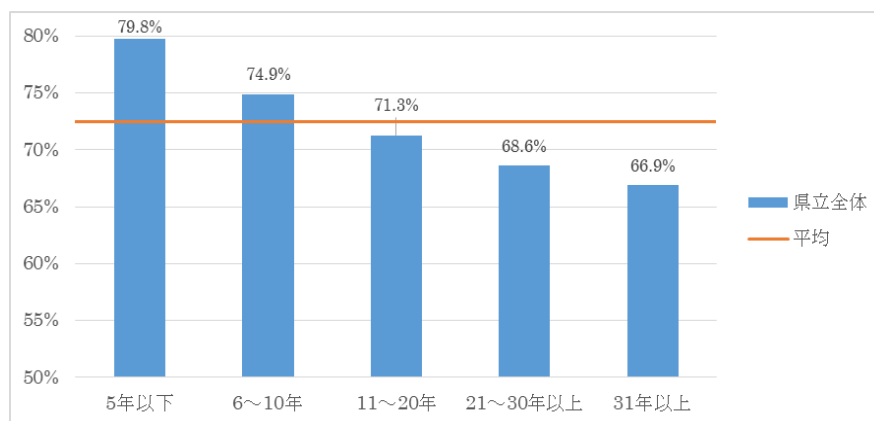
① 学級規模別 ※高等学校（全日制）のみ

1～2 学級	3～4 学級	5～6 学級	7～8 学級	全体
77.4%	70.6%	69.0%	67.9%	70.9%



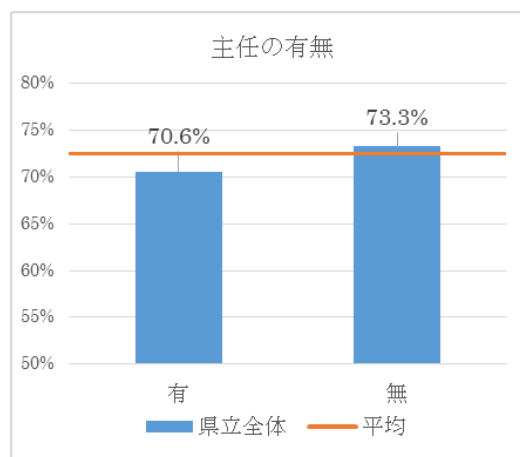
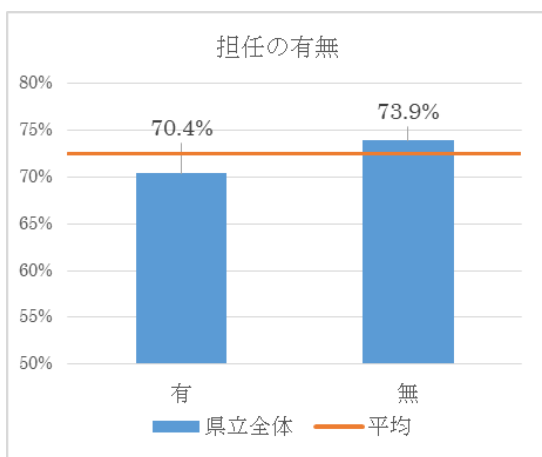
② 教員の経験年数別

	5年以下	6～10年	11～20年	21～30年	31年以上	全体
中学校	100.0%	53.8%	70.0%	50.0%	100.0%	71.1%
高等学校	78.9%	76.0%	72.3%	67.4%	65.7%	71.6%
特別支援学校	80.9%	74.1%	68.5%	78.5%	75.0%	76.0%
県立学校全体	79.8%	74.9%	71.3%	68.6%	66.9%	72.5%



③ 担任・主任の有無別

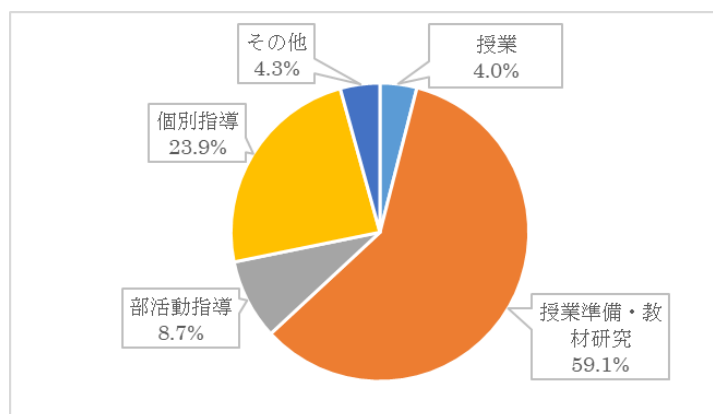
	担任		主任		全体
	有	無	有	無	
中学校	55.6%	81.5%	66.7%	74.1%	71.1%
高等学校	68.2%	73.4%	70.5%	72.0%	71.6%
特別支援学校	76.3%	75.7%	71.6%	77.4%	76.0%
県立学校全体	70.4%	73.9%	70.6%	73.3%	72.5%



④ 子供と向き合う時間のうち最も確保できていない業務

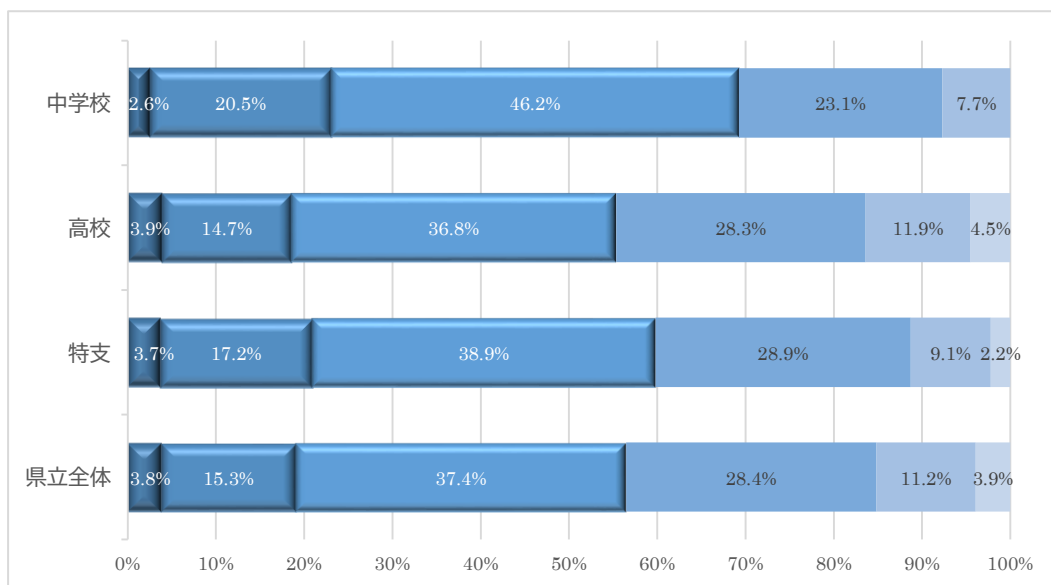
※子供と向き合う時間が確保できていないと回答した教員のみ

	授業	授業準備・ 教材研究	部活動指導	個別指導	その他
中学校	0.0%	53.8%	15.4%	30.8%	0.0%
高等学校	3.4%	54.2%	10.5%	27.2%	4.7%
特別支援学校	7.0%	79.6%	0.6%	9.6%	3.2%
県立学校全体	4.0%	59.1%	8.7%	23.9%	4.3%



⑤ 令和2年度と比較して子供と向き合う時間が増えたと感じる教員の割合

	よく 当てはまる	当てはまる	どちらか と言えば 当てはまる	どちらか と言えば 当てはまらない	当てはま らない	全く当ては まらない
中学校	2.6%	20.5%	46.2%	23.1%	7.7%	0.0%
高等学校	3.9%	14.7%	36.8%	28.3%	11.9%	4.5%
特別支援学校	3.7%	17.2%	38.9%	28.9%	9.1%	2.2%
県立学校全体	3.8%	15.3%	37.4%	28.4%	11.2%	3.9%

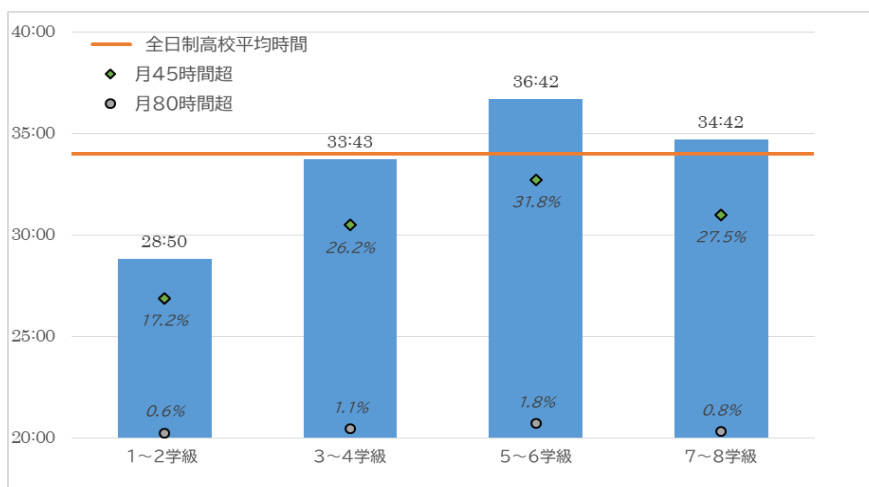


(2) 教員の時間外在校等時間の状況

- ※ 各数値は勤務時間管理システムにおける集計値による
- ※ 教員数は年間延べ人数
- ※ 教員数の割合は、各月の1日時点に在職している教員数（休職者等を除く。）を分母とする
- ※ 4月から12月までは令和4年度実績値、1月から3月までは令和3年度実績により算出した推計値

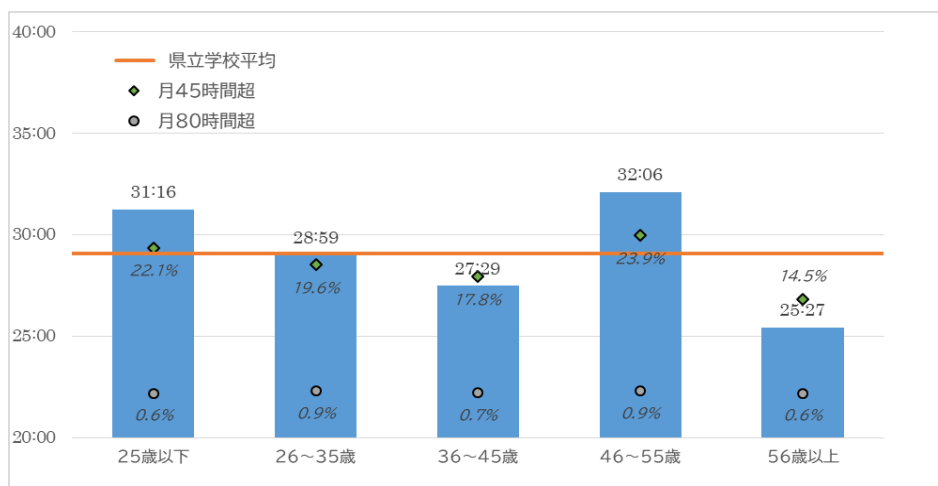
① 学級規模別 ※高等学校（全日制）のみ

	1～2 学級	3～4 学級	5～6 学級	7～8 学級	全体
時間外在校等時間 (月平均)	28 時間 50 分	33 時間 43 分	36 時間 42 分	34 時間 42 分	33 時間 58 分
月 45 時間超の 教員の割合	17.2%	26.2%	31.8%	27.5%	26.6%
月 80 時間超の 教員の割合	0.6%	1.1%	1.8%	0.8%	1.1%



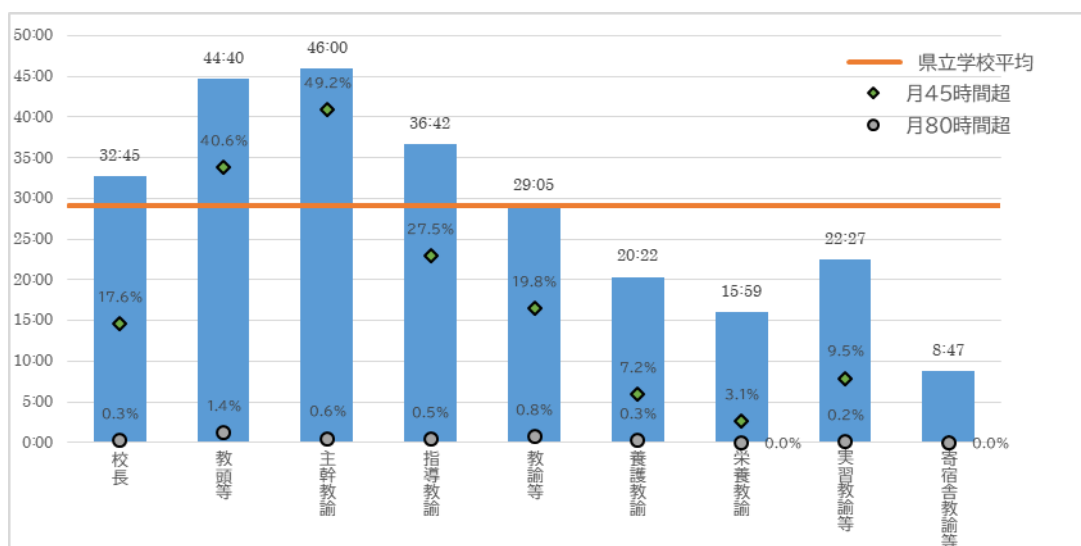
② 年齢別

	25 歳以下	26～35 歳	36～45 歳	46～55 歳	56 歳以上	全体
対象人数	3,867 人	12,945 人	8,912 人	12,844 人	17,304 人	55,872 人
時間外在校等時間 (月平均)	31 時間 16 分	28 時間 59 分	27 時間 29 分	32 時間 6 分	25 時間 27 分	29 時間 06 分
月 45 時間超の 教員の割合	22.1%	19.6%	17.8%	23.9%	14.5%	19.6%
月 80 時間超の 教員の割合	0.6%	0.9%	0.7%	0.9%	0.6%	0.8%



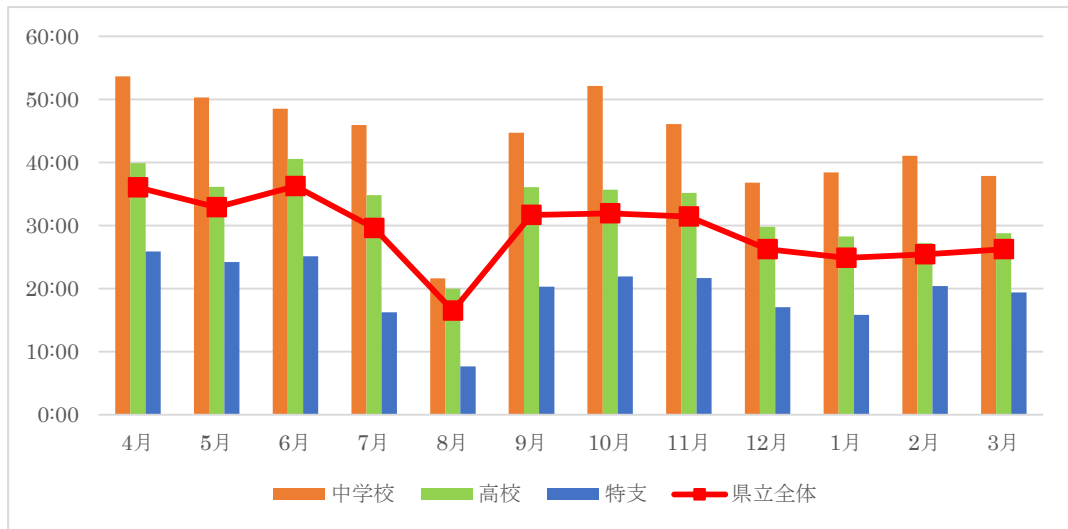
③ 職種別

	校長	教頭等	主幹教諭	指導教諭	教諭等
対象人数	1,155人	2,185人	315人	200人	46,670人
時間外在校等時間 (月平均)	32時間45分	44時間40分	46時間0分	36時間42分	29時間5分
月45時間超の 教員の割合	17.6%	40.6%	49.2%	27.5%	19.8%
月80時間超の 教員の割合	0.3%	1.4%	0.6%	0.5%	0.8%
	養護教諭	栄養教諭	実習教諭等	寄宿舎教諭等	全体
対象人数	1,754人	162人	3,042人	389人	55,872人
時間外在校等時間 (月平均)	20時間22分	15時間59分	22時間27分	8時間47分	29時間6分
月45時間超の 教員の割合	7.2%	3.1%	9.5%	0.0%	19.6%
月80時間超の 教員の割合	0.3%	0.0%	0.2%	0.0%	0.8%



④ 月別

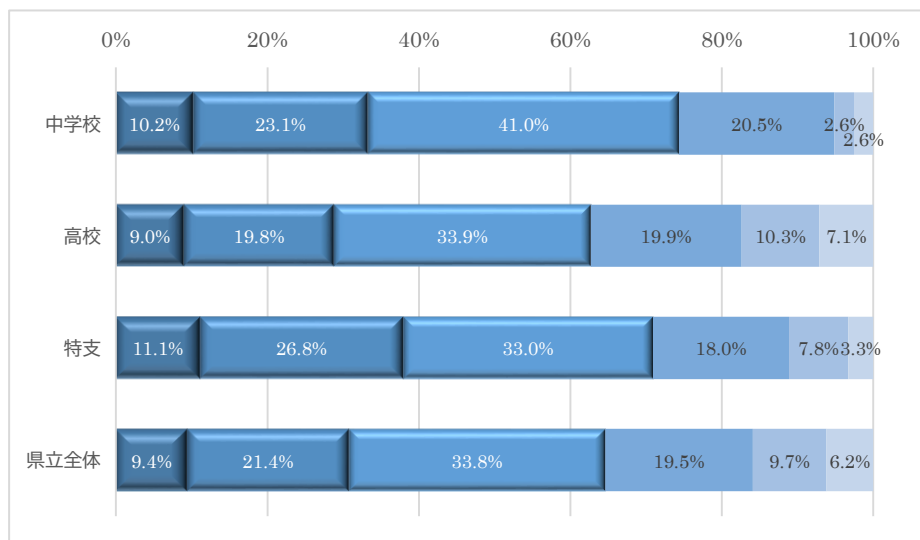
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中学校	53:39	50:20	48:33	45:57	21:36	44:44	52:08	46:07	36:47	38:25	41:05	37:53
高等学校	39:53	36:08	40:33	34:50	20:00	36:06	35:41	35:11	29:48	28:17	27:14	28:48
特別支援学校	25:53	24:12	25:09	16:15	7:40	20:18	21:55	21:41	17:04	15:51	20:25	19:24
県立学校全体	36:02	32:53	36:14	29:36	16:29	31:41	31:57	31:27	26:15	24:52	25:27	26:13



⑤ 令和2年度と比較して超過勤務が縮減したと感じる教員の割合

	よく当てはまる	当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	当てはまらない	全く当てはまらない
中学校	10.2%	23.1%	41.0%	20.5%	2.6%	2.6%
高等学校	9.0%	19.8%	33.9%	19.9%	10.3%	7.1%
特別支援学校	11.1%	26.8%	33.0%	18.0%	7.8%	3.3%
県立学校全体	9.4%	21.4%	33.8%	19.5%	9.7%	6.2%

※「県立学校における働き方改革・業務改善に係るアンケート調査」の結果による



2 令和4年度「学校における働き方改革取組方針」に係るフォローアップ調査等の結果

(1) 「学校における働き方改革取組方針」に係るフォローアップ調査（校長対象）

① 時間外在校等時間の確認頻度について

	R2	R3	R4	R2→R4
毎日	5.0%	6.9%	7.9%	+2.9
一週間ごと	40.0%	44.8%	42.1%	+2.1
10日～15日おき	33.3%	32.8%	36.0%	+2.7
翌月	20.0%	14.7%	12.3%	▲7.7
その他	1.7%	0.8%	1.7%	—

② 超過勤務の傾向にあると判断した教職員に対する取組（対象者がいない学校を除く。）

	R2	R3	R4	R2→R4
声掛け	100%	93.3%	97.1%	▲2.9
業務の状況や今後の見通しの確認	95.9%	77.1%	77.7%	▲18.2
業務の効率化や進め方についての指導助言	80.6%	75.2%	66.0%	▲14.6
業務の分担の見直しや他の教職員への割り振り	64.3%	45.7%	48.5%	▲15.8
その他	5.1%	3.8%	4.9%	▲0.2

③ 教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安の設定時刻について

【開錠時刻から勤務開始時刻までの時間】

	R2	R3	R4	R2→R4
30分以内	4.2%	5.2%	2.6%	▲1.6
30～60分	33.3%	31.9%	30.7%	▲2.6
60～90分	53.3%	58.6%	64.1%	+10.8
90～120分	9.2%	4.3%	2.6%	▲6.6

【勤務終了時刻から施錠時刻までの時間】

	R2	R3	R4	R2→R4
1時間以内	17.5%	16.4%	14.0%	▲3.5
1～2時間	18.3%	16.4%	15.8%	▲2.5
2～3時間	45.8%	54.3%	63.2%	+17.4
3～4時間	16.7%	12.1%	6.1%	▲10.6
4時間以上	1.7%	0.8%	0.9%	▲0.8

④ 開錠・施錠時刻の周知方法について

	R3	R4	R3→R4
文書により明示している	28.5%	33.4%	+4.9
口頭により周知している	58.6%	53.5%	▲5.1
特に周知していない	9.5%	9.6%	+0.1
その他	3.4%	3.5%	+0.1

※令和3年度から調査

⑤ 開錠・施錠時刻の設定効果について（複数回答可）

	R2	R3	R4	R2→R4
教職員が時間を意識しながら業務に取り組むようになった	63.3%	58.6%	63.2%	▲0.1
早く出勤する教職員が減った	37.5%	33.6%	25.4%	▲12.1
遅くまで学校に残る教職員が減った	54.2%	54.3%	43.0%	▲11.2
特に効果は感じられない	10.8%	13.8%	14.9%	+4.1
その他	3.3%	0.9%	4.4%	+1.1

⑥ 定時退校日の設定頻度について

	R2	R3	R4	R2→R4
週当たり1日	93.3%	94.0%	93.0%	▲0.3
週当たり2日	2.5%	2.6%	1.7%	▲0.8
その他	4.2%	3.4%	5.2%	+1.0

⑦ 定時退校の達成頻度

（定時退校日において全ての教職員が正規の勤務時間終了時刻から30分以内に退校できた割合）

	R2	R3	R4	R2→R4
ほぼ毎回	23.3%	23.3%	28.1%	+4.8
2/3程度	26.7%	32.8%	28.9%	+2.2
約半数	29.2%	21.6%	19.3%	▲9.9
1/3程度	7.5%	5.1%	10.5%	+3.0
1/3未満	13.3%	17.2%	13.2%	▲0.1

(2) 県立学校における働き方改革・業務改善に係るアンケート調査（教職員対象）

① 子供と向き合う時間の確保について

	R元	R2	R3	R4	R元→R4
子供と向き合う時間が確保できている	69.8%	72.9%	70.8%	72.5%	+2.7

【最も確保できていない業務】

	R元	R2	R3	R4	R元→R4
授業	3.5%	3.2%	2.9%	4.0%	+0.5
授業準備・教材研究	57.9%	55.4%	56.9%	59.1%	+1.2
部活動指導	9.4%	11.4%	11.9%	8.7%	▲0.7
個別指導	23.8%	21.7%	21.6%	23.9%	+0.1
その他	5.4%	8.3%	6.7%	4.3%	▲1.1

※子供と向き合う時間が確保できていないと回答した教員のみ

② 子供と向き合う時間数等について（学校行事等の影響が少ない通常の1週間の平均時間）

	週当たり時間数
子供と向き合う時間	20.0時間
授業準備・教材研究の時間	7.8時間
部活動指導の時間	5.2時間

※令和4年度のみ調査

③ 日々の業務の中での意識等について

	R元	R2	R3	R4	R元→R4
日々の業務の中で充実感を得られている	75.7%	77.1%	76.8%	77.4%	+1.7
自身の担当する業務について、上司に理解されていると思う	80.9%	84.2%	84.3%	85.7%	+4.8
教職員間で業務の手助けなど、互いに頼みやすい雰囲気があると思う	79.7%	81.9%	79.8%	81.8%	+2.1
日々の業務や行事などを見直す際には、積極的にスクラップアンドビルドを行っている	51.6%	54.7%	54.8%	55.6%	+4.0
業務に関する提案について、管理職は耳を傾けてくれていると思う	76.5%	81.6%	80.5%	83.9%	+7.4
教職員の業務の進捗状況を踏まえ、管理職は業務分担の見直しや進捗調整等を適切に行っていると思う	63.7%	68.1%	67.4%	68.6%	+4.9

④ 働き方改革や業務改善に関する意識等について

	R元	R2	R3	R4	R元→R4
働き方改革や業務改善の目的を教職員全員で共有できている	68.1%	71.0%	69.0%	69.9%	+1.8
学校全体で働き方改革や業務改善に取り組んでいる	60.4%	69.1%	67.2%	67.5%	+7.1
自身の勤務時間や時間外在校等時間の状況を意識しながら、日々、業務に取り組んでいる	73.9%	87.3%	88.1%	86.5%	+12.6